

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

フィリピン 編

2010年3月



VIII. フィリピンの裁判制度とその特徴¹⁸⁹

1. 憲法

1987年フィリピン憲法の第8章第1条は、司法権はの1ヶ所の最高裁判所と、法律によって設立された下級裁判所に帰属する、と定められている¹⁹⁰。

2. 法

フィリピン法¹⁹¹に基づき、フィリピンの司法制度は以下の裁判所から構成される¹⁹²。

2-1 地方裁判所と地方巡回裁判所

フィリピンの全ての地方自治体に、独自の地方裁判所がある。その裁判所が1つの地方自治体を管轄する場合は、その名で呼ばれるが、2以上の地方自治体を管轄する場合は、地方巡回裁判所と呼ばれる¹⁹³。

2-2 首都圏裁判所と都市地方裁判所

マニラ首都圏の市町にある地方裁判所は、フィリピンの他の政治区分とは区別され、首都圏裁判所と呼ばれる。マニラ首都圏以外の都市では、地方裁判所に相当するものは都市地方裁判所と呼ばれる¹⁹⁴。

2-3 地域裁判所

地域裁判所は、第1地域から第7地域までと首都圏（NCR）からなるフィリピン国内13地域に設置されている。各地域には、法律が定める多くの地域裁判所が存在する¹⁹⁵。

2-4 シャリーア裁判所

地域裁判所の階位に相当するのがシャリーア地区裁判所であり、私法についてイスラム法典が適用されるミンダナオの特定の州に設置されている。

¹⁸⁹ <http://www.chanrobles.com/courtsinthephilippines.htm>

¹⁹⁰ 同上

¹⁹¹ 1983年1月18日に発効した1980年司法再編法（Batas Pambansa Bilang 129）および他の法律

¹⁹² 同上

¹⁹³ 同上

¹⁹⁴ 同上

¹⁹⁵ 同上

地方巡回裁判所に相当するのがシャリーア巡回裁判所であり、ミンダナオの特定の自治体に設置されている。

現在、5つのシャリーア地区裁判所と51のシャリーア巡回裁判所が存在する¹⁹⁶。

2-5 租税控訴裁判所

租税控訴裁判所は、裁判所長1名と裁判官2名で構成される特別裁判所で、特定の諸問題に関する内国歳入庁長官と関税局長の決定に対する控訴について排他的な上訴管轄権が与えられている¹⁹⁷。

2-6 サンディガンバヤン（公務員裁判所）

サンディガンバヤンは裁判所長1名と裁判官8名から構成される特別裁判所で、反汚職買収行為法（共和国法 No.3019）や説明不能な富に関する法（共和国法 No.1379）の違反、および政府高官や公務員（政府が所有もしくは管理する企業の従業員を含む）が職務に関連して犯す他の犯罪や重罪に対し、排他的な管轄権を有する¹⁹⁸。

2-7 控訴裁判所

控訴裁判所は、「1980年司法再編法」として知られる「Batas Pambansa Bilang 129」に基づき設置された。裁判所長1名と裁判官68名で構成され、全員が大統領に任命される。この裁判所は部門毎に分かれ、各部門はメンバー3人で構成される。行政、儀礼、その他の非審判機能の行使を目的とする場合は大法廷で行なわれる。地域裁判所や特定の準司法機関、委員会等の決定に対する上訴について管轄権が与えられている¹⁹⁹。

2-8 最上位の裁判所 - 最高裁判所

最高裁判所は、フィリピンで最上位の裁判所である。最高裁判所長官1名と裁判官14名で構成される唯一の最高裁判所で、あらゆる司法問題の最終的な決定機関である。判決を下す場合、大法廷か、3名、5名ないし7名の部門による²⁰⁰。

最高裁判所のメンバーは、罪過の無い限り70歳に達するまで、または憲法が定める根拠による弾劾で罷免されるまで、その任を務める。

¹⁹⁶ 同上

¹⁹⁷ 同上

¹⁹⁸ 同上

¹⁹⁹ 同上

²⁰⁰ 同上

3. 各裁判所の管轄権

3-1 最高裁判所

第5条 最高裁判所は以下の権限を有する。

1. 大使、他の公使、領事に関する事件や、移送令状、禁止令状、職務執行令状、権限開示令状、人身保護令状の請求に対し、原審の管轄権を行使する。
2. 法律もしくは裁判所規則が規定する場合、以下の最終決定や下級裁判所の命令について検討、修正、破棄、変更、確認すること。
 - (a) 条約、国際協定や行政協定、法律、大統領令、宣言、命令、指示、布告、規制の合憲性、有効性が問われる全ての事件。
 - (b) 税、関税、賦課金、通行税、これらに関係して科せられる刑罰の適法性を含む全ての事件。
 - (c) 下級裁判所の管轄権が問われる全ての事件。
 - (d) 科せられる刑罰が終身刑かそれより重い全ての刑事事件。
 - (e) 法律の誤りや疑義のみが問われる全ての事件。
3. 公共の利益のため必要な場合、下級裁判所の裁判官を他の地位に一時的に配置すること。その裁判官の同意が無ければ、一時的な配置は6カ月を超えてはならない。
4. 誤審を回避するために、裁判地を変更するよう命令すること。
5. 全ての裁判所における憲法上の権利、請願、訴訟手続と手順の保護と行使、弁護士の開業、弁護士会、被保護者への法的支援に関する規則の公布。こうした規則は、事件処理の迅速化のため簡潔で低廉な手続を規定し、同級の全ての裁判所で統一され、実質的な権利を減少、増大、修正しない。特別裁判所や準司法機関の手続規則は、最高裁判所が否認しない限り有効である。
6. 司法機関の全ての職員、従業員を公務員法に従い任命する²⁰¹。

3-2 控訴裁判所

²⁰¹ 1987年フィリピン国憲法、第VIII条、第5条

第9条 管轄権 控訴裁判所は次の管轄権を行使する。

1. 上訴管轄権の補助の有無にかかわらず、職務執行、禁止、移送、人身保護、権限開示の令状、予備令状、手続の発行に関する原審の管轄権
2. 地域裁判所の判決取消訴訟に関する排他的な原審の管轄権
3. 地域裁判所や準司法機関の全ての最終判決、決定、決議、命令や裁定、証券取引委員会、社会保障委員会、労働者補償委員会や公務員委員会を含む補助機関、委員会に対する排他的な上訴管轄権。憲法、修正大統領令 No.442 のフィリピン労働法典、本法の各条項、1948年裁判法第17条第3項1と第4項4に基づく最高裁判所の上訴管轄権にあるものを除く。

控訴裁判所は、新たな裁判や更なる手続を許可、実施する権限を含め、その原審・上訴管轄権にある事件で提起された事実問題を解決するために必要な、訴訟を提起し、審理を行ない、証拠を受け取り、その他の全ての行為を行なう。控訴裁判所における公判や審理は継続的でなければならない、裁判長による延長が無い限り3カ月以内に終了しなければならない²⁰²。

3-3 地域裁判所

第19条 民事訴訟の管轄権 地域裁判所は次に掲げる訴訟につき排他的な管轄権を行使する。

1. 訴訟対象を金銭により評価することが不可能な全ての民事訴訟。
2. 不動産の権利、所有権、そこに存在する利益で、含まれる財産の評価額が2万ペソを超えるか、マニラ首都圏における民事訴訟で5万ペソを超える全ての民事訴訟。ただし土地や家屋の不法侵入や不法占拠者への訴訟、首都圏裁判所や地方裁判所、地方巡回裁判所に原審管轄権が与えられる訴訟を除く。
3. 要求や請求が10万ペソ（現在は30万ペソ）を超える、あるいはマニラ首都圏で20万ペソ（現在は40万ペソ）を超える、海事裁判に関する全ての訴訟。
4. 財産総額が10万ペソ（現在は30万ペソ）を超える、あるいはマニラ首都圏で財産総額が20万ペソ（現在は40万ペソ）を超える、相続に関する問題で、遺言書の有無を問わない。
5. 結婚と婚姻関係の契約に関する全ての訴訟。

²⁰² フィリピン共和国法 No. 7902 「1980年司法再編法（Batas Pambansa Blg. 129）第9節の改正のための控訴裁判所管轄権拡大法」

6. 司法または準司法機能を行使する裁判所、判決機関、個人、組織が、その管轄権を行使する裁判所、判決機関、個人、組織の排他的管轄権に含まれない、全ての事件。
7. 現行法で規定される、少年家庭関係裁判所と農業関係裁判所の排他的な原審の管轄権の範囲内にある全ての民事訴訟と特別訴訟手続。
8. 利益、あらゆる損害、弁護士費用、裁判費用を除き、そこに含まれる要求、コスト、問題となる財産の価値が 10 万ペソ（現在は 30 万ペソ）を超える、あるいはマニラ首都圏で 20 万ペソ（現在は 40 万ペソ）を超える、他のすべての事件²⁰³。

3-4 首都圏裁判所、都市地方裁判所、地方裁判所、地方巡回裁判所

第 33 条 民事訴訟における首都圏裁判所、地方裁判所、地方巡回裁判所の管轄権 — 首都圏裁判所、地方裁判所、地方巡回裁判所は以下を行使する：

1. 民事訴訟および相続手続（遺言状有無は不問）に関する排他的な原審の管轄権で、適切な場合における保全処分を含み、明確に主張されなければならない個人資産、財産、要求の金額、利益、あらゆる損害、弁護士費用、裁判費用、コストを除いて 10 万ドルを超えない、あるいはマニラ首都圏においては 20 万ドルを超えないもの。利益、あらゆる損害、弁護士費用、裁判費用、コストは訴訟費用の決定に含まれる。さらに、同じまたは異なる当事者間に、複数の主張や訴因があり、同一の申立に統合されている場合、訴因が同じか異なる取引から生じているかを問わず、請求額は全ての訴因における主張の総額となる。
2. 不法侵入や不法占拠者の事件に対する排他的な原審の管轄権。このような事件において、被告が弁論の中で所有権問題を提起し、所有権問題の解決無しに所有の問題が解決できない場合は、所有権問題は所有問題の決定のためにのみ解決される。
3. 不動産の権利、所有権、そこに存在する利益で、財産や利益の評価額が 2 万ペソを超えない民事訴訟、あるいはマニラ首都圏における民事訴訟で 5 万ペソを超えない全ての民事訴訟に対する全ての民事訴訟に対する、排他的な原審の管轄権で、利益、あらゆる損害、弁護士費用、訴訟費用、コストを除く。課税目的で公表されていない土地の場合には、財産価値は隣接する区画の評価額によって決定する²⁰⁴。

²⁰³ フィリピン共和国法 No. 7691 「1980 年司法再編法 (Batas Pambansa Blg. 129) の改正のための首都圏裁判所、地方裁判所および地方巡回裁判所の管轄権拡大法」。この法における自動拡大条項の定めにより、19 条 (3)、(4) および (8) に記載されている裁判の金額は、共和国 No.7691 の発効日 1994 年 4 月 15 日の 5 年後より、マニラ首都圏では 20 万ペソから 40 万ペソ、その 5 年後すなわち 1999 年 4 月 15 日には、マニラ首都圏外は 30 万ペソに調整された。

²⁰⁴ 同上

4. 各種知的財産紛争に関する管轄権の概要

4-1 管轄権

A. 長官

著作物の公演および他の伝達手段に係る著作権者の権利を含む、ライセンス条件に関する紛争に対する管轄権²⁰⁵

B. 法務局

下記に対する管轄権がある²⁰⁶。

1. 商標登録の出願に対する異議申立て
2. 商標の取消し
3. 特許、実用新案、意匠の取消
4. 強制実施の申請
5. 主張される全損害額が 20 万ペソ以上である知的財産権を含む法律違反の行政申立。法務局長に不服従への処罰権限がある。

C. 資料・情報・技術移転局

技術移転の支払いを含む紛争に対する管轄権。

D. 一般の裁判所²⁰⁷

4-2 上訴管轄権

A. 長官

以下の者による全ての決定に対する管轄権。

- i. 法務局長
- ii. 特許局長
- iii. 商標局長
- iv. 資料・情報・技術移転局長²⁰⁸

B. 控訴裁判所

²⁰⁵ IP 法、7 条 1 項 (c)

²⁰⁶ IP 法、10 条

²⁰⁷ IP 法、225 条

²⁰⁸ IP 法、7 条 1 項 (b)

(a) 法務局長、(b) 特許局長、(c) 商標局長の決定に対し長官が上訴管轄権を行使して行なった決定に対する管轄権²⁰⁹

C. 貿易産業省長官

以下の決定に対する管轄権

- i. 資料・情報・技術移転局長の決定に対し長官が上訴管轄権を行使して行なった決定²¹⁰ ならびに
- ii. 著作物の公演および他の伝達手段に係る著作権者の権利を含む、ライセンス条件に関して長官が原審の管轄権を行使して行なった決定²¹¹

²⁰⁹ 同上

²¹⁰ 同上

²¹¹ IP法、7条1項(c)